

令和5年9月19日

自動販売機の公募に関する公告

防衛装備庁下北試験場における自動販売機の設置及び経営に関する業者の募集について

防衛装備庁下北試験場長

青森県下北郡東通村大字小田野沢字荒沼18に所在する防衛装備庁下北試験場において、自動販売機の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集します。

記

1 応募資格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」D等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

3 設置期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

※ 必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

4 設置場所及び設置台数

番号	設置場所	自動販売機の種類及び数量
1	本部庁舎	缶・ペットボトル式 1台
2	試験準備室	缶・ペットボトル式 1台
3	指揮情報センター	缶・ペットボトル式 1台

5 募集要領の配布

(1) 期間

令和5年9月19日（火）～同年9月26日（火）12時まで

(2) 募集要領の配布

上記の期間中、希望する者へ送付又は直接配布する。（下記に示す担当者まで連絡をお願いします。）

6 公募期間

令和5年9月27日（水）～同年10月12日（木）

下記に示す担当者へ電話及びFAXにて連絡する他、期日までに募集要領に定められた書類をご持参ください。

7 公募説明会

(1) 日時

令和5年9月27日（水）10時

(2) 場所

大湊基地業務隊会議室

(3) 参加についての連絡

説明会に参加希望をされる方は、説明会の前日16時までに

・会社の名称 ・出席者氏名 ・連絡先

をご連絡ください。

なお、本説明会に参加しない場合は、公募への参加ができません。

8 連絡先

〒039-4223 青森県下北郡東通村大字小田野沢字荒沼18

防衛装備庁下北試験場 業務班（担当：増元・平川・池田）

電話：0175-48-2111 内線：210・213

FAX：0175-48-2113

9 その他

細部については、配布する募集要領のとおり。